

移住相談機会の充実及び移住促進プロモーション企画運營業務委託

三重県地域連携・交通部移住促進課

番号	質問	回答
1	<p>業務仕様書6(1)ウ(イ)及び6(3)ア</p> <p>1 広告配信のパターン作成について、「10パターン程度」は広告配信全体で10パターン想定か。それとも、もし5回広告配信するとすれば、毎回10パターン程度の作成が必要か。</p> <p>2 クリエイティブについて、画像やアニメーションのほかにテキストを複数パターン作成する可能性も考えられるが、それは10パターンのうちに含めてよいか。</p>	<p>1 広告配信に係るクリエイティブの作成については、業務仕様書6(1)ウに記載するインターネット広告配信での10パターンに加え、6(3)に記載する県や市町の事業に関する情報発信において別途10パターンの作成を想定していることから、本業務全体を通して20パターン程度を作成してください。広告配信1回あたり10パターン程度の作成は不要です。</p> <p>2 業務仕様書に記載しているクリエイティブについては、テキストはパターン数に含まず、イラストや写真等を用いた画像やアニメーション等の形式を想定しています。</p>
2	<p>業務仕様書6(2)</p> <p>1 移住セミナーに参加する県内市町や団体等の費用(交通費、資材費等を含む経費一式)は含める必要があるか。もし含める場合、1回あたりどの程度の費用を見込んでおけばよいか。</p> <p>2 シティプラザ大阪の手配は県が行うとのことで、会場費は含まない認識でよいか。</p>	<p>1 参加する県内の市町や団体等に係る費用(交通費、資材費等を含む経費一式)を委託料に含める必要はありません。なお、セミナー開催に係る会場費やゲストの謝金・交通費、その他開催に係る費用は含めてください。</p> <p>2 シティプラザ大阪の会場費については三重県が負担します。</p>
3	<p>業務仕様書6(4)</p> <p>1 動画作成について、体験ツアーでは県または別事業者からの写真データも一部支給いただくことは可能か。それとも動画素材・静止画素材すべて受託者が撮影したものに限定されるか。</p> <p>2 体験ツアーの参加者に対し、動画および静止画で映る許諾は県または別事業者で行っていただく認識でよいか。</p>	<p>1 移住体験ツアーにおいて県または別事業者から写真や動画データを支給し、当該データに基づき動画を作成いただくことも可能です。ただし、移住体験ツアーのうち1回は県が直営で実施するため、当該ツアーのみ受託者が同行して動画素材を調達してください。</p> <p>2 移住体験ツアーの参加者に対する撮影許諾等については県が行います。</p>